スペックスポーツ学園規約

第１条（名称）

本学園は、スペックスポーツ学園と称する。

第２条（位置）

本学園は、大阪府大阪市東淀川区豊里５丁目２番２４号に置く。

第３条（管理・運営）

本スポーツ学園（以下「学園」という）は、株式会社スペック（以下「会社」という）がその管理・運営を行うものとする。

第４条（目的）

本学園は、「知育」「徳育」「体育」を柱とし、中でも体育活動を通して規律を重んじた身体教育と基礎的な教養活動により、幼児期に必要な豊かで健康的な人間形成の学びを目的とする。

第５条（入園資格）

本学園の入園資格は、満２歳以上（４月１日現在）の男女で、本学園の趣旨に賛同し本規約を承認した者とする。

第６条（授業日時）

本学園が別に定める授業曜日・時間とする。

第７条（休業日）

本学園の指定休業日・創立記念日・その他やむを得ない事由が発生した場合に限り休業するものとする。

第８条（授業内容）

本学園は、各年齢に応じた指導要項及び細目を設置し、それに基づき授業をするものとする。

第９条（入園手続）

本学園の入園手続きは、別に定めるものとする。

第１０条（入園金）

本学園に入園許可された者は、別に定める入園金を指定された期日までに納入するものとする。納入された入園金は、理由の如何を問わず返還しない。

第１１条（年度管理費）

入園後（途中入園を含む）翌年度進級を希望する者は、進級毎に別に定める年度管理費を納入するものとする。

第１２条（授業料及び諸経費）

別に定めるところに従い前納制で郵便局自動引落しにより毎月５日（休日の場合は翌営業日）に所定の口座より引落しされるものとする。

第１３条（退園）

退園しようとする者は、退園する前月２０日迄に退園届けを受付経由にて提出し承認を得るものとする。

第１４条（休園）

原則として認めない。

第１５条（授業料及び諸経費の不返還）

納入した授業料及び諸経費は、理由の如何を問わず返還しない。

第１６条（授業料の怠納）

保護者が事前の手続きをとる場合の他、正当な理由がなく授業料の納入を１回でも怠ったときは、直ちに登園を停止され当然に園児としての資格を失うものとする。

第１７条（傷害事故）

園児が授業中に身体上の傷害を受けたときは、本学園が加入のスポーツ傷害保険の範囲内にて損害賠償の責に任ずるものとする。

第１８条（感染症）

感染症法に基づき、指定感染症等の発生・発症が確認された場合は、「政令」で定められている感染症毎の規定を、状況に応じて準用する。

（新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ含む）等も、状況に応じて準用する。

第１９条（感染症の予防対策）

家庭での予防対策として、日々の検温（特に本学園登園時には必ず検温）を実施し、体調が優れない場合は自主的に登園を見合わせること。また、入念な手洗い・うがいが重要なポイントなので、こどもの日常の慣習となるよう取り組むものとする。

第２０条（個人情報の保護）

個人情報保護法により、保護者からお預かりした個人を特定できる情報（入園願書）等に付帯する書類、または（メール）等に関するデータは、本学園で責任をもって保管、管理するとともに、第三者への情報提供はしない。

第２１条（処分）

本規約及び本学園が定める施設利用上の細則に違反する行為等、本学園園児（保護者）としてふさわしくないと認められる者に対しては、本学園役員会において指導者の意見を聞いた上、除名処分等にすることがある。

第２２条（改定及び改正）

本規約の改定及び改正は、本学園の定めるところのものとし、その効力は全ての園児（保護者）に及ぶものとする。

第２３条（附則）

１．本規約に定めのない事項は、本学園がこれを定めるものとする。

２．入園金・年度管者への理費・授業料・諸経費等については、経済情勢により変更する場合がある。

第２４条（規約の効力）

本規約は、２０１５年６月１０日より適用する。

本規約は、２０２０年７月１日より改定・改正し、効力を生じるものとする。